

居宅介護支援事業所長寿園 重要事項説明書

「指定居宅介護支援事業」

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(紀北広域連合指定 第 2471000014 号)

当事業所は、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供しますが、ご利用にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次とおり説明します。

☆居宅介護支援とは

ご利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切にご利用することができるよう、次のサービスを提供します。

- ご利用者又は身元保証人に、ご利用者の心身の状況やご希望をお聞きして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者、身元保証人及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、計画の実施状況を把握します。
- 必要なときは、ご利用者、事業者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. ご利用申し込みからサービス提供までの流れと主な内容	3
6. ご利用料金	4
7. サービスのご利用に関する留意事項	5
8. 緊急時の対応	5
9. 非常災害対策	6
10. 事故発生時の対応	6
11. 個人情報及び守秘義務	6
12. 身体拘束の制限	6
13. 虐待防止	6
14. 第三者評価	6
15. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 長茂会
(2) 法人所在地 三重県尾鷲市大字南浦 4587番地4
(3) 電話番号 0597-22-8100
(4) 代表者氏名 理事長 世古 祐臣
(5) 設立年月 昭和52年6月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 当事業所は、高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
(3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所長寿園・平成11年12月28日指定
紀北広域連合 第2471000014号
(4) 事業所の所在地 三重県尾鷲市大字南浦 4599番地3
(5) 電話番号 0597-22-1113
(6) 事業管理者 氏名 平山 芳子
(7) 運営方針 当事業所は、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行ってまいります。
(8) 開設年月 平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 尾鷲市、紀北町
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
受付時間	8:30~17:30
サービス提供時間帯	8:30~17:30

※営業時間外は、特別養護老人ホームスバル台に電話が転送されます。緊急時の連絡先としては、担当の介護支援専門員の携帯電話をご利用ください。

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

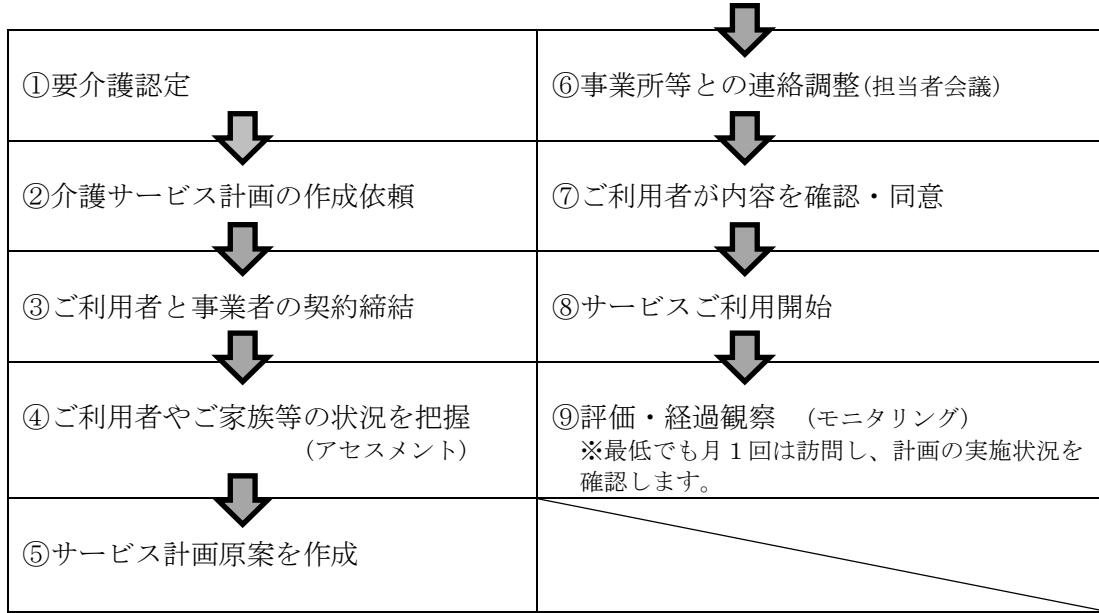
職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 管理者 (管理者兼介護支援専門員)	1名	—	1.9	サービス管理全般及びケアプランの作成
2. 介護支援専門員	—	1名		ケアプランの作成

5. ご利用申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 居宅サービス計画の作成

当事業所では以下の事項を介護支援専門員等に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ①ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者又は身元保証人に面接して情報を収集し、解すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定居宅介護支援事業所等に関するサービスの内容、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明、利用料等の情報を適正にご利用者又は身元保証人に提供し、ご利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、サービスの選択を求めます。
- ③居宅介護支援の提供の開始に当たり、ご利用者に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。
- ④ご利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、ご利用者の同意を得て、意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。
訪問介護事業所から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握したご利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ⑤提供されるサービス目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑥居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅介護支援等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料についてご利用者又は身元保証人に説明し、同意を受けます。
- ⑦通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出て地域ケア会議等により、届け出されたケアプランの適正検証を行います。
- ⑧その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。



(2) 居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、ご利用者と事業者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(3) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ご利用者の意思を尊重し、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、ご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

6. ご利用料金

(1) サービス利用料金

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

項目	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費	10,860円／月	14,110円／月

また、ご利用者の状態に応じて、個別に加算が加わります。（ご利用者負担はありません）

加算項目	算定要件	加算料金
初回加算	新規に計画を作成する場合、要介護区分が2区分以上変更される、要支援者が要介護認定を受け居宅サービス計画を作成する場合。	3,000円／月
入院時情報連携加算 (I)	介護支援専門員が入院後3日以内に、当該病院・診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	2,000円／月

入院時情報連携加算 (II)	介護支援専門員が入院後 7 日以内に、当該病院・診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	1,000円／月		
退院・退所加算	介護支援専門員が退院、退所にあたり、病院等の職員と面談を行い、ご利用者に関する必要な情報の提供を求める事や、他の連携を行った場合	連携回数	カンファレンス参加	
		無	有	
		1回	4,500 円	6,000 円
		2回	6,000 円	7,500 円
3回	×	9,000 円		
ターミナルケア マネジメント加算	末期の悪性腫瘍であって介護支援専門員が 24 時間体制を確保し、死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問して、主治医との連携の上、ご利用者への支援を実施した場合	4,000円／月		

7. サービスのご利用に関する留意事項

- ①従業者に対する贈物や飲食のもてなしはお受けできません。
- ②介護支援専門員の交替
 - ・事業所からの介護支援専門員の交代

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。
介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
 - ・ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

8. 緊急時の対応

サービスの提供中にご利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関等に連絡し、適切な措置を講じます。

①協力医療機関

医療機関の名称	尾鷲総合病院
所在地	三重県尾鷲市上野町 5-25
診療科	内科、外科、整形外科その他

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	ひがし歯科医院
所在地	三重県尾鷲市中央町 9-63

9. 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ計画を作成し、必要に応じて計画に基づき訓練を行います。

10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、身元保証人、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 個人情報及び守秘義務

- ①事業所及びサービス従事者又は従事者であった者は、サービスを提供するうえで知りえたご利用者又は身元保証人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- ②事業所は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ③前2項にかかわらず、ご利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、ご利用者または身元保証人等の個人情報を用いることができるものとします。

12. 身体拘束の制限

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合にはご利用者及び身元保証人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 虐待防止

事業所は、ご利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

14. 第三者評価

第三者評価の実施の有無：無

実施した直近の年月日：

実施した評価機関の名称：

評価結果の開示状況：

※第三者評価の受審はありませんが、公認会計士による会計監査並びに法人理事による内部監査を毎年度実施しています。

15. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 介護支援専門員

[氏名] 明豆みち代

○受付時間 毎週月～金曜日 8：30～17：30

○電話番号 0597-22-1113

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○尾鷲市役所市長部局福祉保健課高齢者福祉係

電話番号 0597-23-8201

○紀北町役場福祉保健課高齢者・障害者福祉係

電話番号 0597-46-3122

○紀北広域連合介護保険課

電話番号 0597-35-0888

○三重県国民健康保険団体連合会保健介護福祉課介護障害福祉係

電話番号 059-222-4165

○三重県社会福祉協議会サービス運営適正化委員会

電話番号 059-224-8111

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所長寿園

説明者職名 介護支援専門員

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者住所

ご利用者氏名 印

身元保証人住所

身元保証人氏名 印

続柄